

## 2 ライフステージに応じた生涯にわたる切れ目のない支援

### (1) 発達相談・早期療育のための支援

障害や発達の遅れ，偏りについての相談を受け，早期に適切な療育につなげます。

(関連する障害福祉サービス等)

第5章 1(5) 児童通所サービス 148 ページ

#### 現行計画期間の振り返り

乳幼児健康診査を節目の時期に，集団健診や個別健診で実施しています。また，乳幼児経過観察健康診査，発達健康診査，精密健康診査を実施し，必要時には各々の事業につないだり，保健師が家庭訪問を行っています。(健康推進課)

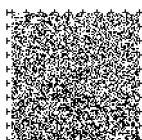
母子保健相談(こどもの相談室)の相談結果により，療育が必要と判断された児童については，保護者への動機づけを含め丁寧に子ども発達センターへつないでいます。(健康推進課)

子ども発達センター通園事業を，児童福祉法に基づく「児童発達支援事業」として実施し，日々の療育の中で一人ひとりの状況に応じた支援を実施しました。(子ども発達センター)

発達支援事業は利用人数が増加しているため，グループを増設しています。(子ども発達センター)

子ども発達センターでは，児童福祉法に基づく事業として，平成24年度から障害児相談支援事業，平成26年1月から保育所等訪問支援事業を開始しています。子ども施設の増加に伴い，従来から市の単独事業として実施している子ども施設訪問事業等での施設支援件数が増えています。(子ども発達センター)

平成21年4月から配布されている「i(アイ)-ファイル」の活用推進のため，市報等による周知や関係機関や保護者への周知，配布場所の拡充を実施しており，平成27年度アンケートでは前回アンケートより周知・活用



度があがったことがわかりました。(子ども発達センター)

## 今後の課題

### 発達相談体制の充実

子ども発達センターでの相談のほか，健康推進課での乳幼児健康診査，子ども家庭支援センター「すこやか」での子育て相談，乳幼児交流事業など様々な機会を活用し，子どもの発達について相談しやすい環境をつくり，必要に応じて療育につなげる体制を充実させる必要があります。

### 子ども発達センターの支援体制の充実

子ども発達センターでは，開所以来利用児童数が増加傾向にあり，更なる支援体制の充実が課題となっています。また，同センターで行っている緊急一時養護事業，保育所等訪問支援事業については，今後も事業の広報に努める必要があります。

## 基本的方向性

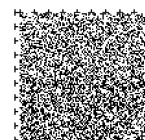
### < 発達相談体制の充実 >

各種健康診査，保護者からの相談，保育施設，子ども家庭支援センターすこやか等関係機関との連携などから，子どもの発達の遅れやかたよりを早期に把握し，子ども発達センターなどの療育機関へつなげるとともに，保護者への動機づけや不安解消に丁寧に対応していきます。

「i (アイ) - ファイル」の活用を更に推進し，子どもに対する一貫した切れ目のない支援を図ります。

### < 早期療育体制の充実 >

子ども発達センターの機能強化を図り，医療的ケアが必要な障害児への対応等，幅広く児童に対して障害や発達の特性に応じた療育を提供できる体制を整備します。



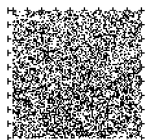


No	2104
----	------

母子保健相談（子どもの相談室）		健康推進課
事業概要	<p>生活習慣や身体発育上のトラブルを抱えていたり、言語発達や運動機能について経過観察が必要な乳幼児や、育児上の悩み等を持つ保護者の不安の軽減のため、専門的な個別相談を実施しています。</p> <p>個別相談（こころの相談・ことばの相談・うんどうの相談）</p> <p>グループワーク</p> <p>どんぐりくらぶ（1～2歳児の親子グループ）</p> <p>くるみグループ（3歳児の親子グループ）</p>	
今後の方向・目標	<p>継続。疾病や障害のあるお子さんには適切な医療・療育機関を紹介し、保護者が安心して子育てできるように支援します。</p>	

No	2105
----	------

i（アイ）-ファイルの活用推進		子ども発達センター
事業概要	<p>子どもの生育歴や今まで受けてきた支援の内容をまとめて記載し、医療機関や保育園・幼稚園、学校など、さまざまな関係機関を利用する際に活用することで、子どもが一貫した継続的な支援が受けられるようにするための個別記録票「i（アイ）-ファイル」を配布しています。</p>	
今後の方向・目標	<p>i（アイ）-ファイルやその活用方法等について、広報活動に努めます。</p>	



< 早期療育体制の充実 >

【拡充】

No 2106

障害児通園事業		子ども発達センター
事業概要	<p>個別支援計画に基づいて、一人ひとりの発達に応じた専門的なグループ指導や個別指導を行います。</p> <p>週5日通うことで、生活リズムを整えたり、身辺自立を促すほか、遊びを通して、コミュニケーション・社会性などの社会的能力、認知能力、運動・活動能力等の育ちを支援します。</p> <p>(対象) 障害のある3～5歳児, その家族 (定員) 1日40人(月～金)</p>	
今後の方向・目標	<p>児童福祉法の改正に伴い創設される居宅訪問型児童発達支援事業実施に向け、検討していきます。</p>	

No 2107

発達支援事業		子ども発達センター
事業概要	<p>発達に遅れやかたよりのある、またはその心配のある子どもとその家族に対して、年齢や一人ひとりの発達に応じた専門的なグループ指導や個別指導を行うことにより、子どもの健やかな成長とその子育て家庭を支援しています。</p> <p>また、保護者に対し勉強会、面談等を実施するとともに、子どもの通う幼稚園・保育園に対し、相談・助言を行い連携を図っています。</p>	
今後の方向・目標	<p>安全・安心の運営に配慮しつつ、利用児の増加に対応するため、事業の内容や実施方法を検討していきます。</p>	

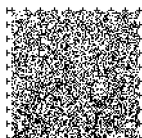
No 2108

保育所等訪問支援事業		子ども発達センター
事業概要	<p>保育所等に通う障害児が、集団生活に適應することができるよう、児童の在籍園を訪問し、施設職員に助言を行っています。</p>	
今後の方向・目標	<p>事業運営及び周知について継続して取組みます。</p>	

【新規】

No 2109

子ども発達センターの児童発達支援センターへの移行		子ども発達センター
事業概要	<p>国の基本指針において、設置を定められた児童発達支援センターへの移行に向け、体制整備を行っています。</p>	
今後の方向・目標	<p>現在、児童発達支援事業として実施している通園事業内容の見直しを行い、児童発達支援センターとしての運営体制を整備していきます。</p>	



## (2) 子育て施策における支援

### 現行計画期間の振り返り

子ども家庭支援センターすこやか相談コーナーでは、子どもの発達や子育て相談等、相談内容に応じて心理相談員や看護師等の専門職が対応しています。また、平成 27 年度から「子ども・子育て支援法」に基づく「利用者支援事業」を開始し、子育て情報の提供とサービス利用までの支援を行っています。(子ども政策課)

乳児健診時に親子のメンタルケア相談を実施するとともに、母親学級・両親学級・わくわく育児教室を開催しています。参加希望者の増加から土曜日の両親学級を平成 26 年度から隔月から毎月開催に増加しました。聴覚障害者からの参加希望があった場合には、手話通訳者を手配して安心して講義を聴いてもらえるようにしています。(健康推進課)

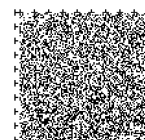
各児童館の子育てひろばで各種相談に対応している専門相談員を対象とした事例研究会・研修を実施しているほか、平成 28 年 5 月から助産師による相談事業を試行実施し、平成 29 年度から本格的に開始しています。

また、平成 27 年度に試行的に乳幼児施設連絡会を実施し、平成 28 年度からは全児童館で実施しています。(児童青少年課)

平成 27 年度における幼稚園での障害児受入れは、全 11 園 21 人、保育園では全 31 園で 68 人となっています。認証保育所での障害児受入れには補助制度がありますが、平成 27 年度の実施園はありません。(保育課)

子どもショートステイ事業、トワイライトステイ事業、すこやか保育事業では、受け入れ時の「児童表」活用や関係機関への情報提供依頼による受け入れ判断や、検討会等での情報共有により安全に預かる体制を整えています。(子ども政策課)

すこやか保育事業では、平成 25 年 4 月より定員を 2 人から同時 3 人 1 日最大 6 人へ拡大するとともに、利用料金を改正しています。(子ども政策課)



## 今後の課題

### 保護者への支援

子どもに発達の遅れや偏りがあった場合に、子どもの療育とともに保護者の支援も必要です。保護者自身に障害や疾患がある場合など、特定妊婦としての支援件数も増加しており、妊娠期から必要に応じて子ども家庭支援センター「すこやか」や児童相談所などの他機関と連携しながら保護者の支援を行っていくことが課題です。

### 一般子育て施策での障害児の受け入れ

保育園・幼稚園での障害児の受け入れや、子どもショートステイ、トワイライトステイ、すこやか保育、ファミリー・サポート・センター事業など子育て一般に関する施策・事業における障害児の受け入れが求められており、職員の障害児に対する理解促進等による対応力向上が必要です。

## 基本的方向性

### <子育て相談体制の充実>

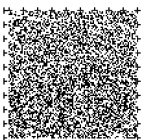
「子ども家庭支援センターすこやか」を中心に、子育てや家庭の総合的な相談支援体制の充実を図ります。保健センター、教育部門、福祉部門との連携のもと

### <保育園・幼稚園での支援体制の充実>

子ども発達センターの巡回指導や相談支援と連携しながら、一人ひとりの子どもが全ての子どもと同様により良い環境で育つことができるよう支援します。

### <子育て支援サービスの充実>

「子どもショートステイ」「トワイライトステイ」「すこやか保育」など、子ども全般を対象とした子育て支援サービスにおいて、障害のある児童も利用できるよう受入れ体制を整備します。

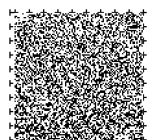


< 子育て相談体制の充実 >

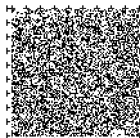
		No	2205
<b>総合相談と子育て支援ネットワーク事業</b>		子ども政策課	
事業概要	<p>子ども家庭支援センターすこやかに設置している相談窓口「すこやか相談コーナー」において、子どもの発達についての心配事、子育て相談、子どもと家庭に関する相談、また、子ども自身からの相談などに対応。必要に応じて、専門機関と連携し、適切な助言を行うとともに、支援サービスの案内・提供を実施。また、多様な相談内容に対応するため関係機関から情報収集を行っています。</p>		
今後の方向・目標	<p>相談事業については、件数の増加傾向が続いているとともに、内容の複雑化などにより対応が長期化するケースもあるため、関係機関等と綿密に連携しながら、専門相談員による丁寧な対応を推進します。</p>		

		No	2202
<b>利用者支援事業（基本型）</b>		子ども政策課	
事業概要	<p>子ども家庭支援センターすこやかの相談窓口「すこやか相談コーナー」や「ゆりかご調布」、電話などで、妊婦や子育て家庭からの相談を受け付け、教育・保育・保健その他の子育て支援サービスの情報提供と、必要に応じて関係機関との連絡調整を行い、適切なサービスの利用につなげています。</p>		
今後の方向・目標	<p>母子保健所管部署が保健センターで実施する利用者支援事業(母子保健型)との相互連携により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実に向けた取組を推進します。</p>		

		No	2203
<b>妊産婦・新生児訪問指導</b>		健康推進課	
事業概要	<p>保健師や委託の助産師等が訪問し、母子の健康状態や生活環境を確認し、育児等に関する知識や具体的方法を指導・助言し、不安の軽減や育児支援、疾病予防等を図っています。ゆりかご調布事業開始に伴い、支援が必要な妊婦を把握しやすくなっています。妊娠期から切れ目ない支援に努めています。</p>		
今後の方向・目標	<p>保健師等専門職の知識、対応技術の維持、向上に努め、切れ目ない支援のための妊娠期からの母子サービスの充実を検討していきます。</p>		







No 2204

親子のメンタルケア相談		健康推進課
事業概要	保護者が家庭で安心して子育てできるように保護者の精神保健増進を図るよう、グループワーク等を行っています。また、家庭でお子さんの安全が守られるよう、必要なケアを行い、相談機関を紹介しています。	
今後の方向・目標	継続。育児不安や育児困難感のある保護者が相談しやすいグループ運営を行っていきます。お子さんに発達課題がある場合には、安全配慮した託児をしていきます。	

No 2205

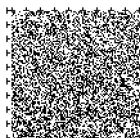
母親学級・両親学級・わくわく育児教室		健康推進課
事業概要	妊娠期から健康で安心して子育て期が迎えられるために、また、夫婦で協力して育児ができるように健康教育やグループワークを行っています。保護者が子どもの成長の道筋を理解し、安定して関わっていきけるよう年齢に応じた育児教室を行っています。	
今後の方向・目標	継続。参加者の要望を把握しながら、内容を充実していきます。	

No 2206

出産子育て応援事業		健康推進課
事業概要	すべての妊婦を対象に「ゆりかご調布事業」を実施。専門職が妊婦の面接を行い、妊娠期から子育て期にわたって利用できる母子保健事業や子育てサービスの情報提供を行い、不安の軽減も図っています。また、家庭等から支援が受けられない産婦を対象に「産後ケア事業」を実施しているほか、産婦の心身のケアや育児支援により、育児負担を軽減するとともに、育児環境を整えています。	
今後の方向・目標	継続して情報提供を行います。すべての妊婦が安心して出産し子育て期を過ごせるように事業内容の見直しや充実を行っていきます。	

No 2207

乳幼児交流事業		子ども政策課
事業概要	親子遊びと保護者の情報交換、育児相談、仲間づくりの機会・場所を提供しています。乳幼児交流事業のうち、満3ヶ月から1歳の誕生月までの乳児を対象にした事業「コロコロパンダ」については、子ども家庭支援センターすこやかを中心に、合計6施設で実施しています。	
今後の方向・目標	年齢・月齢に応じた親子遊び、手遊び、グループワークなどを通じた参加者同士の交流につなげていくため、引き続き、効果的なプログラムを取り入れて実施していきます。	



No 2208

子育て講座事業		子ども政策課
事業概要	健康, 救急講座, 子どもとの関わり方の講座など, 子育てに関する内容を中心とした学習事業「エンゼル大学」を実施しています。	
今後の方向・目標	引き続き, 子育て中の保護者が必要としている情報や子どもと一緒に楽しめる内容や保護者自身のリフレッシュが図れる内容の講座を開催するほか, 父親向けなど, 対象者別に的を絞った講座を開催することで, 事業の実施効果を高め, 子育て家庭を支援していきます。	

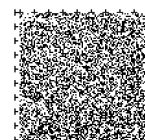
No 2209

子育てひろば事業		児童青少年課
事業概要	<p>子育て中やこれから子育てを始める市民を対象に, 全児童館で未就学児の子育てに関する各種相談を行い, 必要に応じて各関連機関と連携し, 育児に対する悩みや不安の解消を図っています。</p> <p>また, 栄養指導・歯科衛生指導等の健康講座を実施するとともに, レクリエーション, 乳幼児サークルの支援を行い, 地域の身近な場所での保護者同士の交流・仲間づくりを支援しています。</p>	
今後の方向・目標	専門の相談員や助産師による子育て相談事業の実施により, 保護者等の子育てに関する不安感・負担感の解消に努めるとともに, 地域の身近な子育て支援の拠点として, 乳幼児施設連絡会等を通じ, 関係機関との連携強化を図ります。また, 関係機関との連携により, 相談員向けの研修を実施し, 相談事業の充実を図ります。	

### < 保育園・幼稚園での支援体制の充実 >

No 2210

保育園（公立・私立）での障害児の受入れ		保育園
事業概要	<p>（公立保育園）</p> <p>保育が必要で, 集団生活が可能な障害児の現状に適した保育を行うため, 保育体制を整えるべく専用の職員を配置するとともに, 1 か月に 1 ~ 2 回程度, 障害児保育指導員, 言語聴覚士による指導等を実施しています。</p> <p>（私立保育園）</p> <p>保育が必要で, 集団生活が可能な障害児を保育する障害児保育を拡充するため, 専用の職員を配置する園には補助金を交付するなど, 民間保育園に対する支援を図っています。</p>	
今後の方向・目標	集団生活が可能な障害児については, おおむね受入れができています。今後も子ども発達センターとの連携を充実させることを含め, 引き続き障害児保育を実施していきます。	



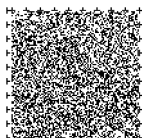
		No	2211
<b>認証保育所での障害児の受入れ</b>		保育課	
事業概要	心身障害児を受け入れている東京都認証保育所に対し、障害児保育の充実を図るために補助金を交付しています。		
今後の方向・目標	心身障害児の東京都認証保育所での受入れを推進していくため、引き続き補助事業を実施していきます。		

		No	2212
<b>幼稚園での障害児の受入れ</b>		保育課	
事業概要	障害児の就園を推進し、心身障害児教育の振興を図るため、障害児を受け入れている私立幼稚園に補助金を交付しています。		
今後の方向・目標	心身障害児の幼稚園での受入れを推進していくため、引き続き補助事業を実施していきます。		

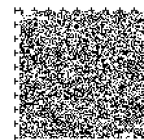
#### <子育て支援サービスの充実>

		No	2213
<b>子どもショートステイ事業</b>		子ども政策課	
事業概要	保護者の病気や出産、家族の看護、冠婚葬祭など、家庭で子どもの養育ができないときに、緊急一時的に子どもを預かる事業であり、子ども家庭支援センターすこやか及び調布学園で実施しています。		
今後の方向・目標	障害児の受入れについては、子ども発達センターで実施する障害児緊急一時養護事業と連携したうえで、可能な範囲で対応していきます。		

		No	2214
<b>トワイライトステイ事業</b>		子ども政策課	
事業概要	<p>仕事等の都合により、保護者の帰宅が遅い場合に保育園・学童クラブに迎えに行き、平日午後5時から10時まで引き続き子どもを預かる事業です。</p> <p>子ども家庭支援センターすこやかで実施します。年2回の登録制(定員16人)。</p> <p>また、平成29年度より、利用者の利便性向上を図るため、web予約サイトの運用を開始しました。</p>		
今後の方向・目標	引き続き、障害児の受入れについては可能な範囲で対応していきます。		



No 2215



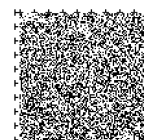
すこやか保育事業		子ども政策課
事業概要	<p>保護者の病気・出産・家族の看護・冠婚葬祭など緊急一時的な理由に限らず、リフレッシュしたい時など、理由を問わずに子どもを預かる事業です。</p> <p>子ども家庭支援センターすこやかで実施しています。また、平成29年度より、利用者の利便性向上を図るため、web予約サイトの運用を開始しました。</p>	
今後の方向・目標	<p>引き続き、障害児の受入れについては可能な範囲で対応してまいります。</p>	

No 2216

産前・産後支援ヘルパー事業		子ども政策課
事業概要	<p>産前・産後の身体的・精神的に負担の大きい妊産婦を対象に自宅にヘルパーを派遣し、家事・育児をサポートする事業です。</p> <p>産前・産後の時期における心身の負担感の軽減を図り、不安、負担感から虐待につながらないように、関係機関との連携や子育て支援サービスをコーディネートし、支援しています。</p>	
今後の方向・目標	<p>引き続き、対象者のニーズに的確に対応ができるよう、健康推進課や各種相談窓口と連携しながら事業を実施してまいります。産前・産後の時期における妊産婦の心身の負担軽減などにつなげます。また、特定妊婦に対する支援について、フォローが必要な家庭に対して更なるケースワークの充実を図ってまいります。</p>	

No 2217

ファミリー・サポート・センター事業		子ども政策課
事業概要	<p>子ども家庭支援センターすこやかを拠点として、地域の中で子育てについて助け合う会員組織を運営しています。子育てのお手伝いを依頼したい市民（依頼会員）とお手伝いができる市民（協力会員）を登録し、仲介しています。援助（有償）内容は、保育園・幼稚園の送迎や一時的な見守りなどで軽易、補助的なもので、保育は原則として協力会員の自宅で行っています。</p>	
今後の方向・目標	<p>協力会員の増員が課題であることから、イベントで協力会員募集チラシを配布するほか、協力会員養成講座及びフォローアップ講座の開催などを通じて、協力会員の増員に努めてまいります。併せて、協力会員の要件の緩和を検討します。また、ファミリー・サポート・センターの事務所移転後における立地条件（駅前の建物の1階）を生かして更なる制度の周知を図ります。</p>	



### (3) 教育における支援

障害のある児童が障害状況に応じた特別支援教育を展開するとともに、学校生活での児童・生徒や保護者の不安や悩みなどの相談に応じます。

#### 現行計画期間の振り返り

特別支援学校や特別支援学級への就学相談のほか、平成 25 年度から通級指導の希望も就学前から受けつけ、入学と同時に指導を受けられるようになりました。(教育相談所)

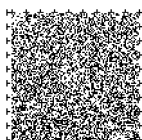
平成 25 年度に「調布市特別支援教育全体計画」、平成 28 年度に「調布市特別支援教育全体計画【改訂版】」を策定し、環境の整備や就学前からの支援、教員等の指導力向上、一人ひとりの能力や可能性の伸長をめざしています。(指導室)

特別支援学級入級時の発達検査等の結果を踏まえ、個別の教育支援計画や個別指導計画を作成して指導を行うとともに、医師、作業療法士、言語聴覚士等の専門家によるアセスメントを行い、個別の計画に反映して指導の充実を図っています。(指導室)

教育相談の充実のために、教育支援コーディネーターとスクールソーシャルワーカーが関係機関と連携した組織的な相談・支援を行っています。特別な支援を必要とする児童・生徒の保護者からの相談を含め、家庭の相談窓口となっています。(教育相談所・指導室)

小中学校全 28 校に都配置スクールカウンセラーと市配置スクールカウンセラーを置き、カウンセリング活動を行っています。その環境づくりのため、小 5・中 1 の全員面接を実施、保護者には教育相談の案内を作成して周知を図り、年 3 回のスクールカウンセラー連絡会により情報交換や研修を実施しています。(指導室)

教職員研修を推進するために、校長・副校長対象の研修を実施、特別支援教育の校内体制の充実を図っています。また、若手教員の初任、2 年次、3 年次に実地研修を含めた研修を実施しています。(指導室)



## 今後の課題

### 就学へのスムーズな移行

就学相談の件数は増加傾向にあり，就学支援シートやi-ファイルの活用を通じた就学支援体制の充実が必要です。

### 特別支援教育の推進

障害者差別解消法を踏まえ，インクルーシブ教育や教育場面における合理的配慮を含めた一人ひとりの児童・生徒の状況や保護者の希望に沿った特別支援教育の推進が必要です。

### 相談体制の充実

就学期の児童・生徒や保護者の相談窓口として，教育支援コーディネーター室やスクールソーシャルワーカー，スクールカウンセラーなどが重要な役割を担っており，相談件数の増加への対応が課題です。

## 基本的方向性

### < 就学支援体制の充実 >

就学相談の充実や「就学支援シート」の活用により，就学前の支援からスムーズに移行できるよう支援します。

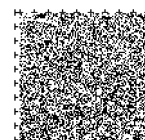
### < 特別支援教育の推進 >

「調布市特別支援教育全体計画」に基づき，調布市立小・中学校全校における巡回指導体制を確立するとともに，教職員研修の推進により各校における支援体制の充実を図ります。

インクルーシブ教育を推進し，障害の有無に関わらず教育を受ける権利を保障するとともに，児童・生徒同士の交流を図ります。

### < 相談体制の充実 >

教育相談，ソーシャルワーカー相談，スクールカウンセリングなど多様な相談窓口の活用により，児童や保護者の抱える困難さの内容に応じて，福祉部署の相談機関とも連携しながら，家庭環境も含めた総合的な支援を推進します。



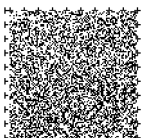
## &lt; 就学支援体制の充実 &gt;

		No	2301
<b>就学相談</b>		教育相談所	
事業概要	通常の学級における指導では，その能力を十分に伸ばすことが困難で，特別な支援が必要な児童・生徒に，障害の程度に応じた適切な教育の場を提供するため，就学・転学・特別支援教室入退級相談を行っています。		
今後の方向・目標	継続します。		

		No	2302
<b>就学支援シートの活用</b>		指導室	
事業概要	入学後，なかなか学校生活に馴染めなかったり，友達とうまくかかわることができない子どもが増加している状況に対応する手だてとして，就学支援シートを活用して，入学前に配慮を必要とする子どもについて情報共有することで，新1年学級編制での対応や，入学後の保護者と教職員の連携を図った学校体制の検討，個別の教育支援計画や個別指導計画作成への反映等の対応を図っています。		
今後の方向・目標	継続します。		

## &lt; 特別支援教育の推進 &gt;

		No	2303
<b>特別支援教育の推進</b>		指導室	
事業概要	平成29年2月に策定された，東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画を踏まえながら，調布市の特別支援教育の実態を踏まえた「調布市特別支援教育全体計画【暫定版】」を平成30年4月に策定します。調布市立小・中学校における巡回指導体制の確立や教員等の資質・能力の向上を図っています。		
今後の方向・目標	継続します。		



No 2304

介助員の配置推進		指導室
事業概要	特別支援学級（知的障害学級）の学級数及び実態に応じて、介助員を配置し、児童・生徒の支援を行っています。教員との打合せの充実や個別指導計画の共有により一層の連携を図るとともに、障害の程度に応じた指導の補助等に関する研修会を毎年実施し、介助員の資質・能力の向上を図っています。	
今後の方向・目標	継続します。	

No 2305

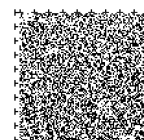
特別支援学級運営に係る発達検査等の実施		指導室
事業概要	入級時の発達検査等の結果を踏まえ、個別の教育支援計画や個別指導計画を作成して指導を行っています。また、医師や作業療法士、言語聴覚士等の専門家によるアセスメントの結果を教員や保護者等と共有し、個別指導計画に反映させることにより、指導の充実を図っています。	
今後の方向・目標	継続します。	

No 2306

教職員研修の推進		指導室
事業概要	各学校の特別支援教育コーディネーターや特別支援教室専門員、特別支援学級の担任や巡回指導教員、介助員など特別支援教育にかかわる教員に対する研修を深め、指導に活かしています。また、校長・副校長・主幹教諭等、職層に応じた研修を実施しており、校内における研修会により通常の学級においても特別支援教育の推進を進めています。	
今後の方向・目標	学校管理職である校長・副校長への研修を充実し、学校の体制整備・環境整備を充実していきます。また、若手教員に対しては、1年目から3年目まで継続的に研修を実施し、学級で様々な児童・生徒に対応する力をさらに高めていけるようにします。	

No 2307

教育センターの運営		指導室
事業概要	教育支援コーディネーター室を設置し、学校管理職を経験した教育支援コーディネーター3名とスクールソーシャルワーカー3名が、課題のある児童・生徒やその保護者等の相談事業を行うとともに、関係機関と組織的連携を図っています。	
今後の方向・目標	継続します。	





< 相談体制の充実 >

No 2308

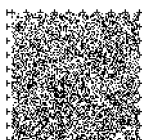
来所相談・電話相談		教育相談所
事業概要	<p>教育会館内に設置された教育相談所で、子どもに関する相談に応じています。</p> <p>来所相談 子どもについての心配ごとで、主に心理の専門家の対応が必要と思われる問題について、子どもと保護者への継続的な面接相談を行います。必要に応じて子どもへのプレイセラピーや発達検査、保護者へのカウンセリング等、一人ひとりへのきめ細かな支援を行います。</p> <p>電話相談 子育ての不安や友達関係・いじめなどの相談を匿名でお受けしています。</p>	
今後の方向・目標	継続します。	

No 2309

ソーシャルワーカー相談		指導室
事業概要	<p>特別な支援を必要とする児童・生徒の保護者からの相談を含め、家庭の相談窓口となり、学校、指導主事、関係機関と連携し、児童・生徒を取り巻く家庭への支援を行っています。</p>	
今後の方向・目標	継続します。	

No 2310

スクールカウンセリング		指導室
事業概要	<p>市立小・中学校全 28 校に都配置スクールカウンセラーと市配置スクールカウンセラーを配置し、子どもや保護者の相談、教職員への助言等のカウンセリング活動を行っています。</p> <p>スクールカウンセラーにつながる環境をつくるため、小5・中1を対象とした全員面接を実施しています。</p> <p>スクールカウンセラーによる教育相談について、案内を作成し児童・生徒及び保護者に周知しています。</p> <p>年3回スクールカウンセラー連絡会を開催し、情報交換や研修を行っています。</p>	
今後の方向・目標	<p>都配置スクールカウンセラーと市配置スクールカウンセラーの連携充実を図ります。全員面接の実施体制の充実と、全員面接中の教育相談体制の維持を推進します。スクールカウンセラー連絡会における研修体制を充実させていきます。</p>	



#### (4) 放課後等の活動の支援

障害児が学校以外の場所でのレクリエーション，スポーツなどの余暇活動をして過ごすことや，障害に応じた専門的な療育を受けることを支援します。

(関連する障害福祉サービス等)

第5章 1(5)児童通所サービス 148 ページ  
(放課後等デイサービス)

#### 現行計画期間の振り返り

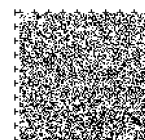
学童クラブでは，平成27年度から対象児童が小学校6年生までと拡大され，平成29年度(4月1日時点)における障害児の在籍児童数は34人となっています。(児童青少年課)

重度の障害児でも対応できる学童クラブの設置に向けた準備を進めています。(児童青少年課)

平成24年度にユーフォー(放課後子供教室事業)の全小学校での開設を達成し，特別支援学級を含む全児童に放課後の安全な遊び場・居場所を提供しています。また，平成25年度からは，都立特別支援学校小学部に在籍し，市立小学校に副籍を持つ児童の交流も可能としているほか，平成27年度には，全ユーフォーを業務委託して，サービスの拡充と利便性向上を図っています。(児童青少年課)

にこにこサッカークリニック(FC東京スタッフによるサッカー教室)は，調布市在住の知的障害児童・生徒及び調布特別支援学級，東京都特別支援学校に在学する児童・生徒を対象としており，参加者の障害の程度や当日の参加状況を見てスタッフの付き添い状況を変えるなど，きめ細やかな対応をすることで参加ニーズの高い事業となっています。(スポーツ振興課)

障害福祉サービス等事業所開設費や運営費の補助により，通所施設等の充実を図り，放課後等デイサービス事業所の数が増加しました。運営費補助は，対象事業所数の増加に伴い，持続可能な制度とするため平成28年度から補助率の引き下げを実施しました。



日中一時支援費支給事業では、平成 28 年度より事業所の登録要件を拡大し、新たに日中活動系や放課後等デイサービス事業所においても通常の事業終了後に日中一時支援を実施できることとし、児童の利用延長や障害者の夕方以降の活動、預かりに対応するサービスの拡大を図りました。

## 今後の課題

### 学童クラブなどでの障害児の受け入れ体制整備

学童クラブやユーフォーでは、障害者手帳を持たない発達障害などのある児童や、比較的障害が軽度な配慮を要する児童の利用も増加しており、障害の有無や程度にかかわらず利用できるよう、放課後の活動場所としての受け入れ体制が課題となっています。重度の障害児を対象とした学童クラブについては、設置に向けた課題検討を進めています。

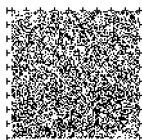
また、発達障害児などは既存の放課後等デイサービス事業所での活動になじめない場合もあり、児童の障害特性に応じた放課後の居場所づくりが必要です。

### 放課後等デイサービス事業所と学校の連携の充実

放課後等デイサービス事業所を利用する児童が増加している一方で、事業所と児童が在籍する学校との連携の機会が少ない状況です。特に特別支援学校に比べ、特別支援学級や普通学級に在籍（特別支援教室を利用）している児童について、情報共有や連携が不足しており、児童への支援の充実のために情報共有の場や連携強化が必要です。

### 肢体不自由児、重度重複障害児の放課後活動場所の整備

放課後等デイサービス事業所が増加傾向にありますが、車いすなどの肢体不自由児、重度重複障害児、特に医療的ケアが必要な児童については受け入れ先が限られている現状があり、今後の整備が課題です。また、放課後活動場所と同様にショートステイの受け入れ先の確保も必要です。



## 基本的方向性

### <放課後や余暇の過ごし方の充実>

重度の障害児も対象とした学童クラブの設置を始め，学童クラブでの受け入れや，ユーフォー・児童館の利用における配慮，支援などにより，障害児と全ての児童との交流を促進します。

「のびのびサークル」，「にこにこサッカークリニック」などの事業により，障害児の余暇，スポーツ活動を支援します。

### <放課後等デイサービスの充実>

肢体不自由児，医療的ケアが必要な児童などの重度障害児にも対応した放課後等デイサービス事業所の設置支援を行い，拡大を図ります。

放課後等デイサービス事業所が，相談支援事業所や教育機関，その他の放課後活動事業などと連携しながら，より一体的に児童を支援できる体制を整備します。

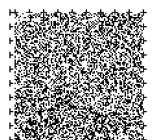
## 事業計画

### <放課後や余暇の過ごし方の充実>

【拡充】

No 2401

学童クラブ事業		児童青少年課
事業概要	<p>保護者の就労等により，昼間家庭にいない小学生を対象に，適切な遊びと生活の場を提供し，放課後児童の健全育成を図っています。今後の児童数の推移等を見据え，必要が生じた地域には，地域の需要に応じた対策を行います。障害のある在籍児童に対しては，職員による送迎を行うことで保護者の負担を軽減します。</p> <p>重度の心身障害児を対象として，障害児の受け入れに重点を置いた学童クラブを整備します。</p>	
今後の方向・目標	<p>新たな学童クラブの開設にあたっては，バリアフリー対応を基本とするとともに，運営面においては保護者の声に耳を傾けながら，より利用しやすくなるよう運営事業者や関係団体等と協議・調整します。</p> <p>重度の心身障害児を対象とした学童クラブの整備にあたっては，ハード面のみならず，送迎の方法や運営体制などのソフト面についても，当事者となる親の会との意見交換や関係部署との連携を図りながら開設に向けた準備を進めます。</p>	



No 2402

放課後子供教室事業（ユーフォー）		児童青少年課
事業概要	放課後の学校施設を利用し、市立小学校の児童（特別支援学級を含む）に対して、安全・安心な活動の場を提供するとともに、地域等の様々な技能・経験を有する人材の参画のもと、児童に学習、体験、交流活動等の様々なプログラムを提供することで児童の健全育成を図っていきます。	
今後の方向・目標	地域等の様々な技能・経験を有する人材の参画を促しながら、様々なプログラムの提供を行っていきます。 また、都立特別支援学校に在籍する児童との副籍交流を引き続き実施するなど、障害の有無にかかわらず地域の子どもたちが分け隔てなく交流できるよう事業を継続します。	

No 2403

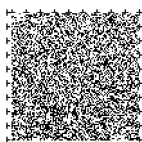
児童館事業		児童青少年課
事業概要	地域における児童の安全な日常の遊び場として施設を開放するとともに、ウルトラキャンプや児童青少年フェスティバル等の全館事業や工作の会や遠足などの各館事業を実施し、児童の健全な育成を図ります。 また、「調布市公共建築物維持保全計画」に基づく児童館改修工事の実施に計画的に取り組んでいきます。	
今後の方向・目標	施設の老朽化等に伴い大規模改修等を実施する際には、バリアフリー化も視野に入れた整備となるよう努めます。 また、合理的配慮の観点から、障害児の利用しやすい環境づくりに努めるとともに、障害児対応の研修も継続的に実施して参ります。	

No 2404

青少年ステーションCAPS		児童青少年課
事業概要	中・高校生世代を対象にした健全な居場所を提供し、多様な分野（音楽、スポーツ、ダンス等）の活動を支援します。また、多感な世代のさまざまな悩み・相談に対応する相談事業を展開していきます。	
今後の方向・目標	今後も中・高校生世代におけるさまざまな自主的活動を支援することで、健全な居場所となるよう事業を継続します。	

No 2405

遊ing（ゆーいんぐ）事業		社会教育課
事業概要	特別支援学級に在籍する児童・生徒が、スポーツや工作教室などのレクリエーション活動を年9回実施することで、社会性や他人との関わり方を学ぶことを目指しています。	



今後の 方向・目標	放課後デイサービス事業の普及を踏まえ、今後の事業の在り方について検討していきます。
--------------	---

No	2406
----	------

<b>のびのびサークル事業</b>		社会教育課
事業概要	調布市内に在住する特別支援学校在籍者・卒業生及び特別支援学級在籍者・卒業者を対象とし、月2回の校外活動やダンス・ゲームなどのレクリエーションを通して、自立性の向上を目指しています。	
今後の 方向・目標	継続します。	

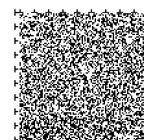
No	2407
----	------

<b>にこにこサッカークリニック</b>		スポーツ振興課
事業概要	<p>引き続き、FC東京のコーチ陣(スタッフ)による、調布市在住の知的障害児童・生徒及び特別支援学級、特別支援学校に在学する児童・生徒を対象としたサッカー教室を開催していきます。</p> <p>開催にあたっては、体の大きさや体力等を考慮して、小学生4年生以下と、4年生以上の2つに分けて実施しています。</p> <p>また、参加者の障害の程度や当日の参加状況を見てスタッフの付き添い状況を変えるなど、きめ細やかな対応をすることで、参加ニーズの高い事業となっています。</p>	
今後の 方向・目標	継続します。	

### < 放課後等デイサービスの充実 >

No	2408
----	------

<b>総合福祉センター放課後等デイサービス事業(びっころ)の運営</b>		障害福祉課
事業概要	調布市総合福祉センター(小島町)にて、障害児を対象として音楽療法を主体とした児童福祉法に基づく放課後等デイサービスを運営し、適切な療育の推進を図ります。(定員 平日各10人)	
今後の 方向・目標	<p>民間の放課後等デイサービス事業所の増加により、利用枠に以前より空きができているため、これまで中学生としていた対象年齢を一部で高校生にも拡大します。</p> <p>また、肢体不自由児、重症心身障害児の受入れ等、市立施設に求められる役割、あり方等を検討し、必要に応じて事業内容の一部見直しも視野に入れながら事業継続を図ります。</p>	



No 2409

障害児通所支援事業所の開設費補助		障害福祉課
事業概要	児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所を開設する事業者に対して、開設に係る経費を補助します。	
今後の方向・目標	補助を希望する事業者の公募・選考により、肢体不自由児、重症心身障害児、医療的ケアの必要な児童等、より利用者のニーズに対して不足しているサービスの拡大の拡大を優先して補助を行います。	

No 2410

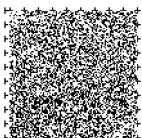
障害児通所支援事業所の運営費補助		障害福祉課
事業概要	児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所を運営する事業者に対して、運営に係る経費（施設賃借料）を補助します。	
今後の方向・目標	補助対象事業所の増加に対応しつつ、事業所の安定的運営により支援の質を確保するための制度として継続を図ります。	

## 【拡充】

No 2411

日中一時支援費支給事業		障害福祉課
事業概要	見守り支援を必要とする障害者を一時的に預けた場合に要した費用を支給します。日中活動の場を提供し、見守り及び社会について適応するための日常的な訓練を行います。	
今後の方向・目標	障害児の放課後等デイサービス利用終了後の延長支援、障害者の平日夕方以降の過ごし方、障害児・者の休日の過ごし方などへの活用を想定し、事業所登録要件や支給額の見直しを含め、事業のあり方を検討していきます。	

見込み量「第5章 2(2) 日中一時支援事業」(163ページ)



## (5) 働くこと・日中活動の支援

障害者が一般企業や通所施設（福祉作業所）で働くことや，その人に応じた活動により日中を過ごすことを支援します。

（関連する障害福祉サービス等）

第5章 1(2) 日中活動系サービス 135 ページ

### 現行計画期間の振り返り

就労に向けた相談事業として，2 か所の就労支援センター及び関係機関と連携強化しながら，就労や生活面の支援を実施し，ニーズの高い就労後の定着支援についても企業向けセミナー等を開催しました。

若者向け相談事業は，平成 25 年 7 月から地域若者サポートステーション事業として，ちょうふ若者サポートステーション（サポステ）を市民プラザあくろす内に開設しました。厚労省委託事業として NPO 法人育て上げネットが実施しており，市ではサポステにあくろす内施設を無償提供しています。（産業振興課）

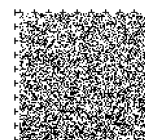
平成 24 年度創設の「障害者雇用促進助成制度」は申請がなく，平成 26 年度から「障害者就労体験事業奨励金制度」へ改正し，平成 27 年度 1 件の実績がありました。（産業振興課）

「ちょうふだぞう」，「すまいる分室」の移転に向けて，地域説明会や設計協議を重ねました。平成 28 年度に移転先建物の建築を行いました。

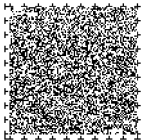
障害福祉サービス等事業所開設費や運営費の補助により，通所施設等の充実を図り，事業所の数が増加しました。運営費補助は，対象事業所数の増加に伴い，持続可能な制度とするため平成 28 年度から補助率の引き下げを実施しました。

平成 25～26 年度に「希望の家」の大規模改修工事によりバリアフリー化を実現しました。

平成 25 年 9 月に，調布市社会福祉協議会により「希望の家深大寺」が開設しました。市では開設・運営費の補助を行っています。







平成 27 年度から，こころの健康支援センターのデイサービス事業の一部を障害者総合支援法に基づく「自立訓練（生活訓練）」事業に移行しました。グループワークは個別プログラムにより継続利用をめざし，新たに訪問支援も開始して生活スキル向上などの個別課題への支援を実施しています。

調布市福祉作業所等連絡会のネットワーク事業に補助を行い，平成 24 年 11 月から刊行の作業所情報誌「わくわーく」，作業所等連絡会のホームページ，市役所での展示販売会により周知と魅力発信に努めています。また，府中市・多摩市の作業所と，合同販売会「ほっとハート」での連携した取組を実施しています。

平成 25 年 4 月の「障害者優先調達推進法」の施行に伴い，平成 25 年度から毎年度，「調布市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し，策定時及び予算編成時に全庁に向けて周知をしています。また，同方針に基づき，ホームページにおいて実績件数及び金額を公表しています。平成 27，28 年度には，庁内で調達実績のない部署を対象に，調布市福祉作業所等連絡会とともに作業所において受注可能な業務や作業所製品の案内を行いました。市民向けには，作業所製品の P R のため，市役所 2 階総合案内前のスペースを確保し，作業所製品の展示販売会を定期的実施しています。

## 今後の課題

### 一般就労支援・定着支援

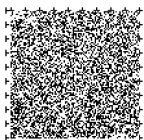
企業での一般就労を望む障害者は多く，より多くの障害者が一般就労に移行できるようにするための支援が必要です。そのためには，障害者への支援だけでなく，雇用する側の企業への支援の充実も不可欠です。

また，就職時だけでなく，仕事を続けていくための定着支援の充実も必要です。

### 日中活動場所の整備

「希望の家深大寺」の開所をはじめ，障害者の日中活動場所の整備は進んでいますが，現在も市内に空き状況は少なく，今後の特別支援学校卒業生などへの対応のためにも継続的に整備を検討することが必要です。

特に，民間事業所では受け入れが困難な重度知的障害者等の通所先の整備は，計画的に進めていく必要があります。



## 工賃向上への取組

障害者優先調達推進法の施行以降，作業所経営ネットワークの取組などにより受注機会は拡大していますが，障害者の経済的自立のために，就労継続支援B型事業所などの障害者就労施設等で働く障害者の更なる工賃向上への取組が必要です。

### 基本的方向性

#### <働く機会，相談の充実>

「ちょうふだぞう」「こころの健康支援センター就労支援室ライズ」の2か所の障害者就労支援センターを中心に，若者向け支援などとも連携しながら就労支援，定着支援に引き続き取り組みます。

市や関連機関での障害者雇用の推進や，民間事業者への働きかけを行い，新たな雇用の創出に取り組み，障害者が働く機会の充実を図ります。

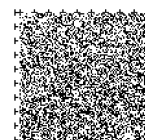
#### <多様な障害特性に応じた日中活動場所の整備>

市が設置する障害者施設では，民間事業所では受入れが困難な重度障害者の対応など支援体制の充実を図ります。

今後の特別支援学校卒業生の通所先の安定的な確保を始め，一人ひとりが多様な障害特性に応じて支援を受けながら働いたり，日中活動を過ごしたりできる通所施設の整備を今後も進めます。

#### <福祉施設で働く障害者の工賃向上>

「障害者優先調達推進法」に基づき市の障害者福祉施設等への発注機会を確保，拡大するとともに，「作業所等経営ネットワーク支援事業」などにより受注力の強化を支援し，障害者福祉施設等で働く障害者の工賃向上を図ります。

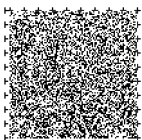


<働く機会，相談の充実>

		No	2501
<b>障害者就労支援事業</b>		障害福祉課	
事業概要	<p>障害者が一般就労し，安心して働きつづけることができるよう，身近な地域において就労面及び生活面の支援を一体的に提供し障害者の就労の促進を図ります。</p> <p>障害者地域生活・就労支援センターちょうふだぞう （主に身体障害者，知的障害者） こころの健康支援センター就労支援室ライズ （主に精神障害者，発達障害者）</p>		
今後の方向・目標	<p>多様な障害特性に応じた支援の提供を進めます。また，就労後のバックアップ支援を強化することで，安心して同じ職場に長く定着できるよう対応していきます。</p>		

		No	2502
<b>若者向け労働相談の実施</b>		産業振興課	
事業概要	<p>地域若者サポートステーション事業であるちょうふ若者サポートステーション（以下，サポステ）は厚生労働省の委託事業として，NPO法人育て上げネットが若者の職業的自立支援として実施するものです。調布市はサポステの公益性を鑑みて，あくろす内施設を無償で提供しています。</p> <p>サポステでは，働く事に悩みを抱える15歳から39歳までの若者の就労や自立に向けて，相談やセミナーを行っています。また，働く事に不安を抱える子供を持つ保護者からの相談も行っています。</p>		
今後の方向・目標	<p>NPO法人育て上げネットと協力して，調布エリアの若者の就労支援に努めます。</p>		

		No	2503
<b>就労セミナーの実施</b>		産業振興課	
事業概要	<p>就労・労働問題に対して関心や，疑問，悩みを持つ市民や事業主に対して，ハローワーク府中，東京都労働相談情報センター八王子事務所，その他関係機関と連携したセミナーを開催することで，労働関連知識の啓発や就労等に関する情報提供を図ります。</p>		
今後の方向・目標	<p>労働環境を適切に保ち，労働環境や職業意識の向上につなげるため，引き続き関係機関と連携を図り，各種セミナーを開催します。</p>		



No 2504

障害者等雇用事業		障害福祉課
事業概要	市役所等において障害者に対して就業の機会を設け、社会的自立の促進や労働意欲の向上を図ることで、障害者福祉の増進を図ります。	
今後の方向・目標	平成30年4月1日に改正障害者雇用促進法が施行され、精神障害者が企業の雇用義務の範囲に含まれます。 そのため、市役所等においても引き続き障害者の就労の場の提供を行います。また、市内の就労支援センターと連携し、福祉的雇用から一般就労にむけてのステップアップを支援します。	

No 2505

市内在住の障害者の雇用の促進		産業振興課
事業概要	障害者の雇用の安定及び促進を図るため、市内在住の障害者を雇用する事業者に対して、障害者就労体験事業奨励金を支給します。	
今後の方向・目標	市内就労支援施設2団体（ちょうふだぞう、就労支援室ライズ）からの紹介を受け入れた市内事業者に交付し、障害者雇用の促進を図ります。	

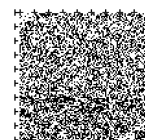
### < 多様な障害特性に応じた日中活動場所の整備 >

No 2506

希望の家の運営		障害福祉課
事業概要	一般就労が困難な知的障害者に対し、生産活動等の機会の提供、授産指導、生活支援などの日中活動支援を行います。 希望の家（富士見町） 定員 26 名 希望の家分場（入間町） 定員 12 名	
今後の方向・目標	民間事業所では受け入れが困難な手厚い支援を必要とする重度知的障害者の受入れの場として、今後も計画的な受入れの実施と支援体制の確保を図ります。特に、福祉的就労を希望する肢体不自由を重複した知的障害者の受け入れ体制を整備します。	

No 2507

知的障害者援護施設そよかぜの運営		障害福祉課
事業概要	一般就労が困難な知的障害者に対し、生産活動等の機会の提供、授産指導、生活支援などの日中活動支援を行います。 知的障害者援護施設そよかぜ（西町） 定員 30 名	
今後の方向・目標	民間事業所では受け入れが困難な手厚い支援を必要とする重度知的障害者の受入れの場として、今後も計画的な受入れの実施と支援体制の確保を図ります。	



【拡充】

No 2508

知的障害者援護施設すまいるの運営		障害福祉課
事業概要	<p>就労が可能な知的障害者に福祉的就労の機会を提供するとともに、一般就労に向けた訓練・支援を行います。</p> <p>知的障害者援護施設すまいる（西町） 定員 32 名</p> <p>知的障害者援護施設すまいる分室（国領町） 定員 7 名</p>	
今後の方向・目標	<p>（すまいる） 高齢化により作業が困難になってきている利用者への対応を含め、今後の市立施設としての役割について、事業内容の見直し、検討を行います。</p> <p>（すまいる分室） 新たに「就労定着支援」事業を実施し、一般就労した利用者の定着支援を充実させます。</p>	

No 2509

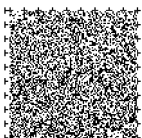
デイセンターまなびやの運営		障害福祉課
事業概要	<p>重度重複障害者を対象として日常生活や社会適応を養うための訓練を行うことで社会活動への参加を支援します。また、介護者の病気等で一時的に介護が困難な場合の日帰り介護を行います。</p>	
今後の方向・目標	<p>現在実施している医療的ケアの継続を含め、利用者の障害状態に応じた必要な支援体制を整えていきます。</p>	

No 2510

こころの健康支援センターの運営（自立訓練事業）		障害福祉課
事業概要	<p>精神障害者及び発達障害者を対象として、ニーズや対象者別のプログラムによるグループワーク、生活スキル向上や健康維持を目的とした訓練プログラム、個別課題に対しての訪問支援等を実施します。</p>	
今後の方向・目標	<p>利用者数が増加傾向にあり、引き続き活動プログラムや支援体制の充実を図ります。</p>	

No 2511

重度知的障害者通所施設への運営費補助		障害福祉課
事業概要	<p>特に手厚い支援が必要な重度知的障害者を受け入れる事業所に対して運営費の補助を行い、重度知的障害者の日中活動場所の確保を図ります。</p> <p>希望の家深大寺（深大寺北町）</p> <p>わかば事業所（染地）</p>	
今後の方向・目標	<p>今後も補助を継続するとともに、事業者と協議を行いながら計画的な受入れを進めます。</p>	



No 2512

身体障害者デイサービス事業の運営支援		障害福祉課
事業概要	障害者支援施設「みずき」(府中市朝日町)が行う生活介護事業に対して補助を行うことにより,重度身体障害者の日中活動の場所の確保と社会参加の促進,家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。	
今後の方向・目標	補助金の支援を通し,市民が活用できる貴重な身体障害者の生活介護の場であるため,対象者の日中活動が維持されるよう務めます。	

No 2513

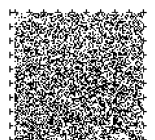
府中生活実習所送迎サービス運営費補助		障害福祉課
事業概要	知的障害者通所施設「府中生活実習所」(府中市)に対し,当該施設に通所する調布市民の送迎に係る費用を補助し,日中活動場所の確保を図ります。	
今後の方向・目標	継続します。	

No 2514

障害者(児)施設防犯対策整備費の補助		障害福祉課
事業概要	障害者(児)施設へ,カメラ付きインターホンの設置や防犯カメラの設置等の防犯対策に係る費用を補助し,安全かつ安心して過ごせる日中活動の場所の確保を図ります。	
今後の方向・目標	東京都の補助制度の動向等も注視しながら,安全な日中活動の場所の確保を図ります。	

No 2515

アルコール依存症障害者等活動施設等運営費補助		障害福祉課
事業概要	アルコール依存症障害者の社会復帰を目標に,本人やそのご家族へ相談や助言,情報提供などを行っている施設を運営している団体等に対して,活動施設の運営費を補助することでその活動を支援し,利用者の社会復帰・自立の促進を図ります。	
今後の方向・目標	継続します。	



No 2516

障害福祉サービス事業所の開設費補助		障害福祉課
事業概要	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所（通所系サービス）を開設する事業者に対して，開設に係る経費を補助します。	
今後の方向・目標	補助を希望する事業者の公募・選考により，重度知的障害者，高齢障害者，発達障害，高次脳機能障害など多様な障害特性に応じた，より利用者のニーズに対して不足しているサービスの拡大を優先して補助を行います。	

No 2517

障害福祉サービス事業所の運営費補助		障害福祉課
事業概要	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所（通所系サービス）を運営する事業者に対して，運営に係る経費（施設賃借料）を補助します。	
今後の方向・目標	補助対象事業所の増加に対応しつつ，事業所の安定的運営により支援の質を確保するための制度として継続を図ります。	

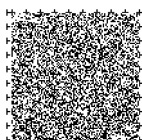
### < 福祉施設で働く障害者の工賃向上 >

No 2518

作業所等経営ネットワーク支援		障害福祉課
事業概要	市内の作業所等が共同して製品販路，受注先開拓，製品受注及び製品開発等に取り組むネットワーク構築やその活動に対して，補助を行います。	
今後の方向・目標	民間企業と多様な連携を行い，従来の共同事業や自主製品づくりを充実するとともに，作業所の利用者の勤労意欲の向上を図りながら，工賃水準の引き上げを目指すため，補助事業を継続します。	

No 2519

障害者優先調達推進法への取組		障害福祉課
事業概要	調布市における障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図ることで，障害者の就労支援及び自立と社会参加を促進します。	
今後の方向・目標	障害者優先調達推進法に基づき，「調布市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し，その実績について公表していきます。また，引き続き市役所内での作業所製品等の展示販売会を実施するなど庁内で周知を図ります。	



## (6) 余暇・学習活動の支援

就労や主な日中活動以外の場所や時間における、レクリエーション、スポーツなどの余暇活動，学習活動を支援します。

### 現行計画期間の振り返り

調布市障害者地域自立支援協議会での検討をもとに「障害者余暇活動支援事業」を平成 29 年度より開始し，主に重度知的障害のある方を対象とした余暇活動イベントを定期的を開催しています。

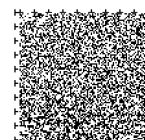
文化会館たづくりでは，音声ガイド付き上映の実施や，講演会での手話通訳者の配置を実施しています。（文化振興課）

たづくり・グリーンホールの設備では，多機能トイレにおける目隠し用カーテン及び温水洗浄便座などを設置する改修を行いました。（文化振興課）

地域における多様な活動を支援するために，第 68 回国民体育大会・第 13 回全国障害者スポーツ大会を運営終了，今後は(公社)調布市体育協会や NPO 法人調和 SHC 倶楽部，スポーツ推進委員と，誰もが気軽に参加できるイベント等の開催に向けて協働します。（スポーツ振興課）

調布市総合体育館については，平成 28 年度にエレベーターをバリアフリー対応，中庭へのスロープ改修等工事を実施しました。ソフト面では，関連団体が実施する「障害のある方も・ない方も高齢者子どもも参加できる事業」等の開催に協力していきます。（スポーツ振興課）

図書館では，利用に障害のある方に対して，ハンディキャップサービスを行っています。具体的には，普通の文字の資料をそのままでは利用できない方のために音訳・点訳サービス，布の絵本・遊具やマルチメディア DAISY の貸し出しを，また，来館できない方のためには宅配サービスを実施しています。（図書館）





## 余暇活動の支援

地域生活の充実のために、日中の通所施設以外の平日夕方以降や休日などに、障害者が余暇を楽しんで活動できる場所，機会の確保が必要です。

特に重度知的障害者は障害の重さや社会的障壁によって利用できない地域資源も多く，平日の夕方や土日など外出したくてもできないという実態があります。

## 基本的方向性

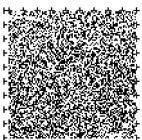
### < 障害特性に応じた余暇活動支援 >

障害者地域自立支援協議会での検討から始まった「障害者余暇活動支援事業」を拡充し，就労や通所施設での日中活動以外の場での余暇活動の充実を推進します。

地域活動支援センター，日中一時支援事業などを活用し，障害のある方がその特性に応じた支援を受けながら，様々な活動の機会の充実を図ります。

### < 学習・スポーツなど多様な活動機会の確保 >

市の文化・スポーツ施設や事業において，障害のある方の利用への配慮やバリアフリー化など，障害のある方が使いやすい環境づくりを進め，障害の有無に関わらず多様な活動や施設利用の機会を保障できる体制を整備します。



< 障害特性に応じた余暇活動支援 >

【拡充】

No 2601

障害者余暇活動支援事業		障害福祉課
事業概要	<p>主に重度知的障害のある方を対象とした余暇活動イベントを定期的 に開催することで、余暇活動の充実の他、運動不足の解消や家族の負担 軽減を図ります。また、イベント開催に当たり、ボランティアや地域住 民、関係機関の協力を得ることで、障害理解の推進を図ります。</p> <p>平成 29 年度は試行実施として障害者地域生活・就労支援センターち ょうふだぞうに委託し、市内作業所やボランティアで実行委員会を組織 し、余暇活動イベントを 4 回開催します。</p>	
今後の 方向・目標	<p>平成 29 年度試行実施の結果を踏まえ、平成 30 年度からは、開催回 数を増やすなど本格的に実施する予定です。</p>	

No 2602

地域活動支援センター事業		障害福祉課
事業概要	<p>障害者への創作的活動や生産活動の機会の提供、地域との交流促進、 障害者への相談や助言、支援、関係機関との連絡調整、ボランティア育 成支援、障害者に対する理解促進のための普及活動と啓発活動などを行 うことで、障害者等が地域において自立して日常生活または社会生活を 営むことができるよう支援し、その促進を図ります。</p> <p>障害者地域活動支援センタードルチェ（身体障害） 障害者地域生活・就労支援センターちょうふだぞう（知的障害） 地域生活支援センター希望ヶ丘（精神障害）</p>	
今後の 方向・目標	<p>障害者の日中活動の場を確保するだけでなく、相談や助言とのとい ったきめ細かい生活支援に対する需要は増えており、ますます必要性は 高まっています。今後も、地域の障害のある市民の要望や意見に耳を傾 けながら、実情に合わせて事業の拡充を図ります。</p>	

「第 5 章 2(1) 地域活動支援センター」(159 ページ)

No 2603

杉の木青年教室事業		社会教育課
事業概要	<p>市内に在住する中学校特別支援学級卒業生を対象に、野外・文化・ スポーツ活動などの様々な体験活動の機会を提供することで、集団行 動や他者との関わり方などの社会性を学び、自立性の向上を図るとと もに、日常とは異なる場を月 1 回提供することで、生活の中にゆとり と充実をもたらすことをめざします。</p>	
今後の 方向・目標	<p>継続します。</p>	



## その他該当事業

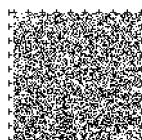
・日中一時支援事業（76 ページ。No.2411）

### < 学習・スポーツなど多様な活動機会の確保 >

		No	2604
<b>図書館のハンディキャップサービス</b>		図書館	
事業概要	視覚障害者をはじめ図書館利用に障害のある人々が必要な情報を得ることができ、図書館を利用することができるように、ニーズに応じた形態の資料の収集・提供、宅配サービスなどを、多くの市民の協力を得て行っています。同時に、協力をいただく音訳者、点訳者、布の絵本製作者の養成を行っています。		
今後の方向・目標	継続します。		

		No	2605
<b>文化会館たづくりでの多様な学習機会の提供</b>		文化振興課	
事業概要	文化会館たづくりにおいて、(公財)調布市文化・コミュニティ振興財団を指定管理者として多様な学習機会を提供します。 (例) ・目が不自由な方への調布映画祭での音声ガイド付き映画の上映 ・耳が不自由な方への調布映画祭での日本語字幕付映画の上映 ・耳が不自由な方への講演会での手話通訳 ・年齢や障がいのあるなしに関わらず参加できる美術展及び体験プログラムの実施 ・財団ホームページにおけるウェブアクセシビリティの整備		
今後の方向・目標	多くの方に芸術文化に触れてもらえるよう、現在実施しているようなガイド付き事業を随時実施します。 また、より多くの方がアートを通じて社会参加できるよう、年齢や障がいのあるなしに関わらず参加できる事業を実施します。 さらに、すべての方が心身の機能等に関係なく、財団ホームページで提供されている情報やサービスを利用できるよう「よみあげ」「色反転」などのウェブアクセシビリティを整備します。		

		No	2606
<b>文化会館たづくり・グリーンホールの改修</b>		文化振興課	
事業概要	施設の安全性と利便性の向上を図るため、随時施設の改修を行います。		
今後の方向・目標	障害者にとって、使いやすく利便性の高い施設となるような改修を検討、実施を継続します。		



No	2607
----	------

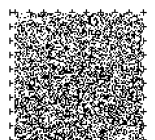
<b>東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取り組み</b>		政策企画課
事業概要	平成 32 年に東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が東京スタジアム及び武蔵野の森総合スポーツプラザで開催されます。	
今後の方向・目標	東京 2020 大会の成功及びその後のレガシー創出に向け、障害に対する理解促進，障害者スポーツに対する啓発活動，余暇活動の支援に取り組むとともに，競技会場周辺を中心としたバリアフリー環境の整備を進めます。	

No	2608
----	------

<b>調布市総合体育館の運営管理</b>		スポーツ振興課
事業概要	施設のバリアフリー化を図り，障害者（車椅子）対応設備の設置等を行います。	
今後の方向・目標	継続します。	

No	2609
----	------

<b>障害者団体への体育施設使用料減額</b>		スポーツ振興課
事業概要	市体育施設を使用する際に必要な団体登録において，メンバーのうち市内在住，在勤，在学の方が 7 割以上いる団体で，かつ障害者が過半数いる団体は，施設使用料が半額となります。	
今後の方向・目標	継続します。	



## (7) 住まいの確保の支援

グループホームや一般住宅など，一人ひとりの意向や障害状況に応じた住まいの確保を支援します。

(関連する障害福祉サービス等)

第5章 1(3)居住系サービス 141 ページ

### 現行計画期間の振り返り

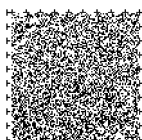
平成26年5月に，調布市社会福祉事業団により市内初の重度重複障害者対象のグループホーム「みつばち」が開所し，市は運営補助を行っています。

障害者グループホームの開設・運営費補助により，市内の施設充実を図っています。平成24年度以降，知的障害者グループホーム7か所が開所しています。

平成27年12月より，新たに不動産関係3団体，居住支援団体4団体と市で構成する「調布市居住支援協議会」を設置し，居住支援に向けた検討を進めています。平成28年7月から，障害者を含めた住宅確保要配慮者のニーズを把握するとともに，民間賃貸住宅への円滑な入居支援相談窓口を設置するモデル事業を実施しました。(住宅課)

平成25～26年度に検討委員会等やアンケート調査，市民説明会等を実施して，平成26年度末に「住宅マスタープラン」を改定しました。(住宅課)

市営住宅は，「公共建築物維持保全計画」に基づく大規模改修により，平成24年度で5団地の修繕が完了，平成26年度からは「調布市市営住宅長寿命化計画」に基づく配管更新等の工事を実施しています。(住宅課)



### グループホームの整備

障害者グループホームの設置数は増加していますが、依然として不足している状況です。また、グループホームの増加に対応できる人材や、グループホーム同士のネットワーク構築も課題となっています。多様な障害のあり方に対応したグループホームの整備も求められています。

一方で、グループホームの設置や地域での暮らしには近隣住民の障害理解が不可欠であり、あわせて差別解消や障害理解を促進する取組も必要です。

### 一般住宅への入居支援

グループホームだけでなく、障害者の住まいの選択の自由を確保するために、一般住宅における障害者の住まいの確保のための取組も必要です。居住支援協議会での検討や、不動産業者などへの障害理解の促進などによる入居支援が課題となっています。

## 基本的方向性

### < 障害者グループホーム等の拡充 >

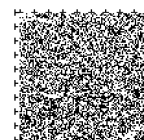
事業者との相談や、開設費補助、運営費補助の制度を活用し、多様な障害者の居住の場の選択肢を確保できるためのグループホームの拡充をさらに推進します。

グループホーム同士のネットワーク構築や、人材育成などによる支援体制の充実を図ります。

### < 一般住宅への入居支援 >

「調布市居住支援協議会」での検討を進め、「住まいぬくもり相談室」を始めとした高齢者、障害者、子育て家庭などの住宅確保要配慮者の住宅確保を支援するための取組を推進します。

市営住宅や、住宅改修費の助成などにより、多様な居住の場の整備を図ります。



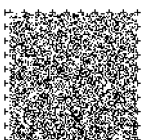
< 障害者グループホーム等の拡充 >

		No	2701
<b>知的障害者グループホーム(すてっぷ・じょい)の運営</b>		障害福祉課	
事業概要	<p>知的障害者に夜間や休日の共同生活を行う住居を提供し、地域で安心して暮せるように、多様な生活支援を提供します。</p> <p>知的障害者グループホームすてっぷ(国領町) (対象)知的障害者(種別)共同生活援助(定員)5人</p> <p>知的障害者グループホームじょい(富士見町) (対象)知的障害者(種別)共同生活援助(定員)5人</p>		
今後の方向・目標	<p>民間事業所の拡大状況も踏まえつつ、グループホームの体験機会の提供、重度障害者の受入れなど、市立施設に求められる役割、あり方等を検討しながら事業継続を図ります。</p>		

		No	2702
<b>障害者グループホームの開設費補助</b>		障害福祉課	
事業概要	<p>障害者グループホームの拡充を図るため、新たにグループホームを設置する事業者に対し、開設に係る経費を補助します。</p>		
今後の方向・目標	<p>継続します。</p>		

		No	2703
<b>重度重複障害者グループホームの運営費補助</b>		障害福祉課	
事業概要	<p>重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した障害者を対象としたグループホームの運営に係る経費を補助します。</p> <p>グループホームみつばち(布田) グループホーム深大寺みつばち(深大寺南町)</p>		
今後の方向・目標	<p>重度重複障害者の地域生活の場所を確保するため事業を継続しながら、国の報酬改定の状況を踏まえ、必要に応じて補助基準の再検討を行います。</p>		

		No	2704
<b>知的障害者グループホーム家賃助成事業</b>		障害福祉課	
事業概要	<p>知的障害者グループホームに入居する方に対し、入居に係る家賃の一部を助成することにより、その負担の軽減を図ります。</p>		
今後の方向・目標	<p>障害者の安定した生活や社会的自立の支援、安心安全に過ごせる場として、グループホームが拡充していくことに伴い、入居者が増加していくことが見込まれるため、引き続き支援を継続します。</p>		



No 2705

知的障害者援護施設なごみの運営		障害福祉課
事業概要	在宅生活が困難で日中及び夜間に介護が必要な重度の知的障害者の入所支援を行います。 (対象)知的障害者 (定員)60人	
今後の方向・目標	事業を継続しながら,利用者の高齢化,重度化等に対応した支援体制の充実を図ります。また,施設の老朽化に対応した修繕を計画的に実施します。	

## &lt;一般住宅への入居支援&gt;

No 2706

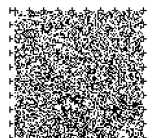
居住支援協議会の運営		住宅課
事業概要	協議会において,不動産関係団体3団体,居住支援団体4団体及び市で構成する調布市居住支援協議会を設置し,住宅確保要配慮者の居住支援に向けた検討を行っています。 協議会での検討を踏まえ,平成29年度から,住まいぬくもり相談室,民間賃貸住宅仲介支援事業,民間賃貸住宅家賃等債務保証支援助成事業の3事業を開始しました。	
今後の方向・目標	家主に対する支援等も含めて,引き続き協議会において居住支援策の検討を進めます。	

No 2707

住宅マスタープランの推進		住宅課
事業概要	平成26年度末に改定した住宅マスタープランに基づき,住宅施策を総合的に推進します。	
今後の方向・目標	住宅マスタープランに掲げる住宅施策の進捗等を鑑み,平成30年度に本プランのローリングを行い,平成31年度から後期として本プランを推進します。	

No 2708

よりよい住まいづくり応援制度		住宅課
事業概要	高齢化社会への対応を目的とした個人住宅等の改修工事を実施する際,その工事費用の一部を補助するバリアフリー適応住宅改修補助等を実施し,居住環境の向上を支援します。	
今後の方向・目標	継続します。	





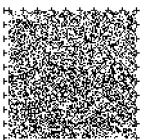
No 2709

市営住宅の計画的な改修		住宅課
事業概要	平成 25 年度に長寿命化計画を策定し,長期に渡り適切な維持管理ができるよう取り組んでいます。現在,排水管の改修を実施しており,その後給水管及びガス管の改修を予定しています。	
今後の方向・目標	平成 28 年度に改訂された「公営住宅等長寿命化計画策定の指針(改訂版)」に準拠し,平成 31 年度に計画の見直しを行う予定であり,引き続き市営住宅の,適切な維持管理に取り組みます。	

No 2710

住宅改修費の支給(日常生活用具費支給事業)		障害福祉課
事業概要	重度身体障害者が,障害に応じて住宅を改修する必要がある場合に,その費用を支給することにより,日常生活の利便性の向上を図ります。	
今後の方向・目標	継続します。	

見込み量「第 5 章 2(1) 日常生活用具給付等事業」(157 ページ)



## (8) 高齢期の支援

### 現行計画期間の振り返り

障害福祉サービスを利用していた方が介護保険制度へ移行する際に、地域包括支援センターへの情報提供等を相談支援専門員が実施し、認定調査や認定後のサービス移行に関して、不安なくスムーズに移行できるよう支援しています。要介護認定となり、介護保険ケアマネジャーとの連携においても同様に取り組んでいます。

地域包括支援センター連絡会への障害福祉課の参加により顔の見える関係づくりに取り組んでいます。

地域包括支援センターは、平成 24 年度 1 か所増設で 10 か所となり、平成 27 年度の介護保険法改正により、職員を加配し、相談支援体制を強化しています。(高齢者支援室)

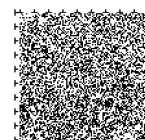
高齢者福祉相談では、高齢者人口増加に伴う相談件数増加と内容の複雑化に対応しています。(高齢者支援室)

平成 24 年度に、主に 50 歳以上の精神障害者を対象とした新設の日中活動事業所に対し、開設費、運営費の補助による支援を行いました。また、平成 27 年 4 月に同事業所の施設が拡張した分の運営費補助も行っています。

### 今後の課題

#### 障害者が高齢になっても地域に住み続けられる支援

障害者が高齢になっても、地域でその人らしく、社会と関わり生きがいを持って暮らし続けられることが必要です。そのため、介護保険サービスだけでなく、高齢になっても障害に応じた支援を受けられる住む場所や日中活動場所の整備、確保が必要です。



## 高齢者福祉（介護保険サービス等）との連携強化

障害福祉サービスの利用者が65歳到達等により介護保険サービスの対象となった場合、ホームヘルプなど一部のサービスについては介護保険サービスに移行する必要がある、異なる制度間でスムーズにサービスに移行できる体制づくり、また、両制度の異なる部分について補い、利用者の生活への影響を最小限に止めるための体制づくりが必要です。

また、介護保険サービスと障害福祉サービスを併用する利用者に対して適切な支援を提供するための両制度間の連携体制が不十分であり、今後の連携強化が課題です。

## 介護者の高齢化への対応を含めた、家族単位でのケアマネジメント体制

障害者本人の高齢化だけでなく、家族の高齢化も大きな課題です。障害者にとっては家族が主な介護者となっている場合も多く、家族が高齢化により本人の介護ができなくなっても、安心して生活し続けられるように、また、障害者本人が希望する家族と生活し続けられるように、高齢者福祉と連携した家族単位での支援体制の構築が必要です。

### 基本的方向性

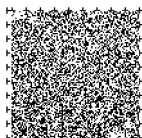
#### < 高齢障害者に対応したサービス基盤の整備 >

障害者が高齢になっても、本人が希望する生活が続けられるように、新たに平成30年4月の法改正により創設された「共生型サービス」の活用も検討しながら、高齢障害者にも対応できる日中活動場所や居住の場などの整備を図ります。

調布市障害者地域自立支援協議会のワーキングにおいて、高齢障害者の支援のあり方や必要なサービス等について、当事者や関係機関とともに検討していきます。

#### < 高齢者福祉との連携推進 >

介護保険サービスへの円滑な移行、障害者本人だけの家族の高齢化に伴う家族単位でのケアマネジメント体制の推進のため、障害者福祉と地域包括支援センターや介護保険事業所との間で、相互の制度理解や連携体制を強化します。



< 高齢障害者に対応したサービス基盤の整備 >

No	2801
----	------

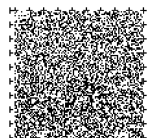
高齢障害者の日中活動場所の整備		障害福祉課
事業概要	加齢により従来の通所施設等での活動が困難になった高齢障害者の日中活動場所の確保のため、民間事業者による高齢障害者にも対応した新たな通所施設等の設置を支援します。	
今後の方向・目標	調布市障害者地域自立支援協議会での検討も踏まえ、事業者との相談や、開設に係る補助金等の活用を通じて高齢障害者に必要なサービス提供体制に応じた事業所の設置を推進します。	

関連事業「障害者地域自立支援協議会の運営」(126ページ。No.3605)

< 高齢者福祉との連携推進 >

No	2802
----	------

介護保険制度への移行支援，地域包括支センターとの連携		障害福祉課
事業概要	65歳到達に伴い、障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行が必要な利用者に対して、円滑なサービス移行ができるよう、サービス事業所と連携していきます。また、高齢障害者や介護保険第2号被保険者となる障害者への支援、また高齢者と障害者の親子世帯等多問題を抱える家族に対して、地域包括支援センター等と連携して総合的な支援を行います。	
今後の方向・目標	安心してサービスが滞りなく移行できるよう、相談支援専門員やケアマネジャー等が連携をして必要な支援を行います。また、地域包括支援センター等との連携を通じて、高齢者や障害者に関するさまざまな課題に取り組んでいきます。	



地域包括支援センターの運営		高齢福祉担当
事業概要	<p>高齢者の総合相談窓口として、高齢者や家族に対する相談・支援を行うほか、高齢者虐待の防止・早期発見等の権利擁護、地域の多様な社会資源を活用した包括的・継続的マネジメント、介護予防事業、介護予防給付を効果的かつ効率的に提供するための介護予防ケアマネジメントを行います。</p> <p>地域包括支援センターは現在市内に10か所あり、地域のネットワークづくりや、地域の見守りネットワークの構築の役割も担っています。</p>	
今後の方向・目標	<p>誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるための「地域包括ケア」の中核を担う機関として、地域包括支援センターの機能を強化します。</p> <p>また、地域や関係機関との連携を強化し、地域包括支援センターの周知を図るとともに、ネットワークを活かした取組を充実させていきます。</p>	

高齢者福祉相談の実施		高齢福祉担当
事業概要	<p>高齢者支援室に配置されている高齢者福祉相談員等が、高齢者やその家族等に対して健康や福祉・医療・生活に関すること等の総合的な相談・支援に応じます。</p> <p>複合的な問題を抱える方に対しては、状況に応じ専門の部署や機関につなぎ、必要とする支援が届くよう手助けをします。</p>	
今後の方向・目標	<p>支援が必要な高齢者や高齢者を介護する家族が増加している中、適切なサービスを受けられるよう、引き続き暮らしの困りごとや介護などに関する総合相談窓口として、さまざまな相談に応じます。</p>	

